

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社天満屋ストア 岡山県岡山市岡町一三番一六号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
天満屋ハピータウン善通寺店 善通寺市金蔵寺町川添一九〇三番ほか
- 3 変更した事項
 - 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
池上勝則
変更前 綾歌郡国分寺町福家甲二八七七番地一三
変更後 高松市国分寺町福家甲二八七七番地一三
 - 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社サンヨープレジャー
変更前 代表取締役 高谷茂男
変更後 代表取締役 高谷昌宏
- 4 変更年月日
 - 3の一の事項 平成十八年一月十日
 - 3の二の事項 平成十七年十月九日
- 5 変更する理由
 - 3の一の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため
 - 3の二の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年四月二十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課
- 2 縦覧期間
平成十八年五月十二日（金曜日）から平成十八年九月十二日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年九月十二日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ